

福井県における

比較試験の実態とその役割

—近代学校の成立過程と地域社会—

柳 沢 芙美子

一 はじめに

一八七二年(明治五)の「学制」に始まる近代学校は、二〇世紀初頭までの三〇年間に、学齢期の児童の九割以上が在籍するほどに広範に普及した。この一元的な初等教育の確立に必要とした三〇年という時間は、世界史的にみれば、決して緩慢なものではなく、むしろ急速というべきものだろう。しかし、学制当初の学校は、七三年の大野郡の一揆では、「ヤソ」と称されるほどに人々の生活文化と遊離していたし、就学率でみる限りでも、明治一〇年代を通して、五〇%前後で停滞を続けていた。⁽¹⁾ 学制から明治二〇年代にかけて、学校はどのように地域社会に受容され、展開していったのだろうか。

本稿では、明治一〇年前後から二〇年代後半まで福井県下でおこなわれた「小学生徒講

習会」「小学生徒奨励会」と称された試験を取り上げる。このような試験は、全国的には「奨励試業会」「小学臨時合同試験」「集合試験」「比較試験」などと呼ばれ、明治一〇年前後から二〇年代にかけて各地で盛んに実施されていた。⁽²⁾ ここでは、こうした試験を総称して「比較試験」と呼びたい。比較試験では、一定の地域や郡を単位に、優等生を一堂に会して試験を実施し、優秀な児童や学校に褒賞が与えられた。また、学事振興を目的として、そのような父兄や一般の地域民衆にも積極的に公開され、「老若男女推合揉合山の如く隊を遂ふて参観」(富山県)するほどに盛況であり、福井県においても同様な状況がみられた。このような比較試験のあり方は、現在からみるとかなり特異なものと思われるが、そのありかたは、基本的には学校における通常の進級・卒業試験と共通しており、現在から想像する以上に地域社会に影響を与えていたと考えられる。

従来、初期の学校における試験は、教育評価・管理の一方、あるいは学事奨励の方策として意味づけられてきた。⁽⁴⁾ これに対して、天野郁夫をはじめとする一連の研究は、こうした学校における試験が、明治初期の社会に「メリトクラシーと競争」を広範に導入し、学校制度がこうした試験を中核としながら、近代の合法的選抜のシステムとして整備されてくる過程を明らかにしようとしたものとして注目される。⁽⁵⁾ 明治の一〇年代には全国津々浦々、どこの小学校でも進級試験が行なわれるようになるが、それはほかのどんな政策的な手段にもまして、それまで禁じられてきた『競争』のイデオロギーを普及させ、一般化させるのに役立った⁽⁶⁾とされるように、たしかに初期の学校は、試験をとおしてかつての身分秩序を否定し、業績主義と競争の場を制度的に地域社会にもたらしたといえるだろう。では、近代学校における試験は、なぜ急速に子どもたちをかりたて、地域のひとびとをそれをどう受け止めたのだろうか。さらにそれが、学校における知のあり方の原型をつけたという意味でも、この期の学校における試験の実態を吟味する必要があるだろう。以下、二では、試験関係の規則から学校における通常の進級・卒業試験自体が、公開を前

表1 福井県下の試験関係規定の変遷

a.	1876.7.10	県第70号	「敦賀県教育規則」
b-1	1876.1.14	滋賀県	「小学試験規則」
b-2	1877.	滋賀県	「小学校則」中「生徒試験法」
c-1	1876.8.21	石川県	「小学試験通則」
c-2	1876.	石川県	「小学生徒講習会規則」
d.	1882.7.29	甲第128号	「福井県小学試業法」
e.	1888.1.14	県令第9号	「小学試験法」
f.	1892.5.11	県令第37号	「小学試験法」
g.	1899.5.6	県令第32号	「小学校児童操行査定及学業試験法」

出典 『福井県教育百年史』第三巻による。b-2は『文部省第五年報』、c-2は『文部省第四年報』による。

提にしていたことを確認する。そのうえで三では、一八七七年（明治一〇）ころに福井県下でおこなわれた比較試験を記録した二つの大部な報告（越前国福井各小学校生徒講習会記事）、「勝山講習会記事」から初期の比較試験の具体的なあり方を検討し、四では、そうした比較試験の明治一〇年代半ば以降の展開を新聞記事を中心にみていきたい。

二 公開される試験

「学制」では、各級を六か月ごとの試験によつて昇つていく等級制がとられており、このために試験の実施が不可欠であった。そこで、各府県でさまざまな具体的な試験にかかわる規則が設けられていた。福井県下でも、表1のような規則の変遷がみられる。一八七六年（明治九）の「敦賀県教育規則」（a）以前の県の規則はみあたらないが、前年一二月には「改正学区取締職制并事務取扱章程」がだされ、学区取締が進級試験に立会い・監督し、上等・下等の卒業時には「本県該官の監督を乞ふへし」とされていた。

こうした県吏や学区取締などの立会いは

「敦賀県教育規則」においても、進級試験には学区取締と他校教員一名が監督、問題を選択し、正副戸長が必ず臨席すること、上等・下等それぞれ卒業時の試験には、県の所轄課員・伝習所教員、学区取締、正副戸長の臨席が規定されていた。さらに両試験とも「父兄親類何人に限らず」参観を許可しており、進級・卒業試験が地域の人々に公開されていたことがわかる。また、これらの試験は二・三校合同でおこなつてよいことになっていた。

このような進級・卒業試験への学事関係者や区、戸長の立会いと一般の参観は全国的におこなわれており、一八八〇年（明治一三）の「教育令」では試験の際の父母・後見人の参観を許可していた（第四七条）。その意味で、試験の公開は比較試験のみならず学校における試験に共通したものであった。

比較試験に関連しては、「敦賀県教育規則」の末尾に掲げられた「長次官各小学巡按規則」が興味深い。「巡按」とは「臨時長次官の内巡回をなすこと」であり、その際「三四校乃至六七校の生徒を便宜隆盛の小学校へ招集し其学業を試験し及び各校の優劣と各区向学の実

況を点検するものとす」としていた。つまり「巡按」とは複数の学校の児童を集めておこなう比較試験であり、参観者については「該区の正副区戸長及び町村の頭ら立ちたる者并に子弟の父兄等必ず参集するものとす」とし、より強制力のある規定となっていた。

だが、この規則が発せられた翌月から一八八一年（明治一四）二月まで、福井県下は石川県と滋賀県に分属することになり、この規則が広範に実施されることはなかった。しかしながら、すでに滋賀県下では県令によって比較試験が積極的に進められており、また石川県においても「小学生徒講習会規則」（C-2）に基づく比較試験が実施されていた。すなわち、福井県域では明治一〇年前後から滋賀県下、石川県下のそれぞれで、比較試験が開始されたのである。

三 初期の比較試験の意図・方法・配置

滋賀県下でおこなわれていた比較試験の詳細を知ることは資料はないが、「臨時試験」と称された比較試験が県令（籠手田安定）の主導でおこなわれていたことがわかる。¹⁰⁰

八七九年（明治一二）には、「県令親から僚属教員等を従へ管内七郡を巡回し」「父兄公衆の来観を許し子弟の実力を目撃せしめ以て頑愚の父兄を提起し競て其子弟を入学せしめんことを鼓舞」したとされ、一月には敦賀の就将小学校においても四校の児童を集め、県令が臨席した「臨時試験」がおこなわれ、翌年にも学務課長ほか三名が出席して四校の「臨時試験」が実施された。¹⁰²

籠手田県令は、その日記からすでに一八七五年（明治八）ごろからきわめて精力的に学校の試験に立会っていたことがわかる。「臨時試験」が「教育上に感覚を与ふる最大の須要」とする『文部省年報』の滋賀県年報の見解は、籠手田の「臨時試験」に対する位置づけであったとみることできよう。

他方、石川県下でおこなわれた「小学生徒講習会」は、「この会は専ら生徒をして既に経歴したる課程を忘却せしめざるを要するが為に設くるものにして且つ其品等を検するものなり」とされたが、その報告からみると実質的には比較試験としての性格を強くもっていたと考えられる。

ここでは、一八七七年（明治一〇）の石川県報告第一六号に掲載された「越前国福井各小学校生徒講習会記事」および「勝山講習会記事」によって、比較試験の具体的なようすをみてみよう。これらの「記事」は、問答の一回一答を活字におこなったものであり、それぞれ三〇〇頁、二〇〇頁をこえる大部な報告である。

まず一八七七年六月一八日から二〇日に福井東本願寺別院において福井市街の小学校二〇校の児童二二四名を集めておこなわれた会について、その概略をみていこう。ここには、桐山権令他県吏員三名、区戸長、学区取締、師範学校長が臨席し、各小学校教員が多数傍聴したとされ、その参加校数、児童数から各校の優等生のみを集めた比較試験であったことがわかる。参加児童の等級構成は、表2のとおりであり、この福井での奨励会は下等一級以上の比較的上級の児童によるものであった。

その試験方法は、近世の藩校・私塾以来の方法である問答の様式を色こく残していた。すなわち各校の児童を抽選で甲乙二部に分け、

表2 「小学生徒講習会」参加者の等級

	下 等					上 等								計
	4級	3級	2級	1級	温習	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	卒業	
福 井				98		41	32	6	7	13	13	3	1	214
勝 山 (うち女子)	70 21	46 11	26 0	30 1	16 1	16 3	4 1	6 0						214 38

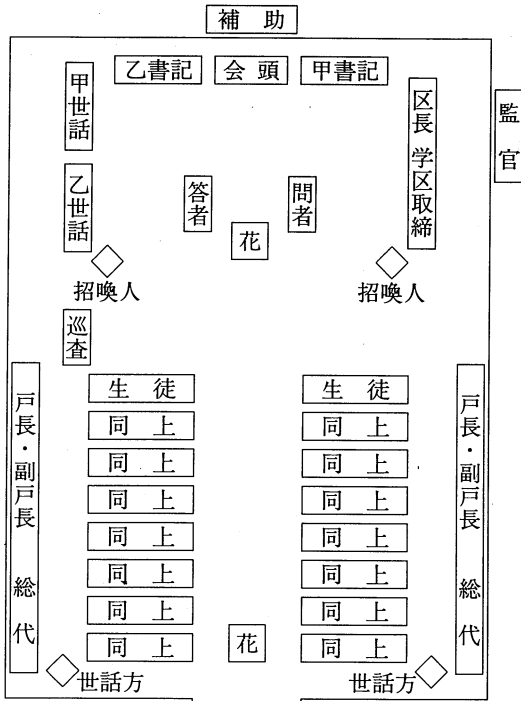
出典 「越前国福井各小学校生徒講習会記事」「勝山講習会記事」「(山内勲兵衛家文書)」による。

柳沢 福井県における比較試験の実態とその役割

級毎に生徒同志が相互に問答するというものであった。
 たとえば、上等三級の問答では、
 甲 大谷佐久治問曰地球上に充滿せし者は何なるや
 乙 齊藤勝三答曰空気なり
 甲 大谷問曰空気は如何なる物よりなり立つや
 乙 齊藤答曰酸素窒素の二元素なり
 甲 大谷問曰何れを最も多しとするや
 乙 齊藤答曰酸素多しとす
 甲 大谷鄙意に適せず
 乙 松村与作答て曰く窒素を多しとす(略)また、下等第一級生の問答では、
 甲 川越竹六問曰太政大臣の始めて設けらるゝに当て誰に任するや
 乙 牧野忠五郎記せすと
 会頭川越をして自弁せしむ曰天智天皇の時に大友皇子に任す
 甲 川越又問曰天智天皇在位久しきや
 乙 齋木一答曰在位久し
 甲 川越又問曰天智天皇在位中の事業は如何
 乙 齋木又答曰文学を好み治体を明にし学校を興し典礼を制すと
 甲 川越然り
 此に於て甲一問終り会頭第二生を出さしむ
 このように問答は基本的に一対一でおこない、答えられない場合には、会頭の指示で発問者自身や同組の者が答えており、下級生・上級生または会頭が答える場合もあった。引用したような一連の問答(「一問」)がおわると次の組に替っている。参加者が最も多い下等一級では、甲から五二問、乙から四五問の間答がおこなわれた。これらは、「小学生徒講習会規則」(c.2)のほぼ第九条のとおりであった。
 出題の分野は、日本史、西洋史、東洋史、地理、化学、物理、地学、生物などに及んでいたが、問答という方法上、暗記力を競う出題が多く、当然筆記が不可欠な数学や作文は含まれていなかった。
 これに対して、一八七八年(明治一一)六月二一、二二日に大野郡下の二五校が参加しておこなわれた勝山の「記事」では、話者が

記号で簡略に表記され、問答が基本的には甲から乙への一対一のもので、答えられない場合にのみ第三者が応答していたことがわかる。たとえば、下等温習生ではつぎの様な問答がおこなわれている(○は問者、△は答者、□は起立者)。

- 甲 山田寅吉 友兼小学
- 乙 江守与三松 成器小学



会場略図

○亜米利加合衆国兵を起し独立せしは如何△英国苛酷の政を以て人民を束縛し収税の法も亦公平ならざるより起る○凡何年頃何の地に於て戦端を開きしや△千七百七十年頃「レキシントン」に於て開戦せり○何国を初めとして幾州の人民同盟せしや△南北「カロリナ」を首として十三州の人民なり○今二三州の名を挙げ

給へ△黙して復席

□成器小学 滝川熊一△紐約「ビルチニア」
ア「マリーランド」等なり(略)

各等級の参加者は、より低い階梯ほど参加者が多く(表2)、当時の等級構成を反映したものと見えよう。また、男女比をみると福井での会では、女子と思われる者がわずかに三名であり、これに対して勝山では女子は片仮名で区別して表記してあるため三八名とわかり、下等三級・四級で女子の参加者の八割以上を占めていた。

また、勝山の「記事」からは、会場の配置がわかり興味深い(図)。上座に「監官」、区長、学区取締が位置し、正副戸長、総代、参加児童たちの前の花の左右に問答者の席が設けられており、まさに舞台のようなしつらえになっていた。問答の場と観覧席との境界に巡査が位置するのは、就学督促にかかわっていたからだろうか。

このような会場での試験形態から、この期の試験は、藩校で文武奨励を目的に藩主が臨席した「親試」の形態を引継いでいるとする指摘がある。たしかに、県官吏臨席や問答と

表3 『福井新聞』の「生徒奨励会」記事(1884年)

開催月日	記事	掲載月日
4.17-20	福井市街各小学生徒奨励会	4.16
5.15-16	鯖江各小学校奨励会	5.23
6.17-20	大野勝山両所にて小学生徒奨励会	6.15
6.26-27	坂井港において奨励会	6.26
6.27-28	金津鳳儀小学校において23ヶ所学校 生徒招集による奨励会	7. 4
7	遠敷郡一円の小学生徒奨励会	7.12
10	大飯三方両郡各小学校生徒奨励会	10.19
10.27-30	今立郡各小学生徒奨励会	10.22
10	遠敷郡の奨励会	10.28
10.20-21	大飯郡全各小学校抜擢生徒奨励会	10.28
11. 2- 3	三方郡一般小学校優等の授業検査	11. 6
12. 5- 6	今立郡東方一・二年生生徒奨励会	12. 5

柳沢 福井県における比較試験の実態とその役割

いう試験方法もふくめて、そうした形態上の類似を指摘することができるが、しかし大きく異なるのは、原則としてはかつての身分制の枠(士農工商、男女)を否定したところでおこなわれる試験であったことである。「小学生徒講習会」は、旧士族屋敷地を学区とする小学校(福井では川口、不動、吾妻など)と、旧町屋を学区とする小学校(立矢、葉室、照手など)とのそれぞれの優等生を集めた、学区取締や県官吏、場合によっては県令をも含めた、新たな秩序を担う行政官の面前での催しであった。

また、こうした比較試験の一问一答を活字化した「記事」の出版は、比較試験の結果を広く公開しようとするものであったと同時に、次の試験へのマニュアルともなったと考えられる。実際に「勝山講習会記事」の綴りの裏表紙には、女子の名前が記されており、この綴り自体が、次の試験の参考書として当時活用されていたことが想像される。

ただ、一対一の問答という試験方法からは、個々人の能力を序列づけ、数量化することは難しい。比較試験の広範な展開は、序列化、競争の拡大、父兄や地域民衆の参集といった方向でさらにすすむことになる。

四 「小学生徒奨励会」の展開

福井県置県後に広範に実施された「小学生徒奨励会」(以下奨励会と省略)については、一八八二年(明治一五)の「福井県小学試業法」には関連の規程はないが、『福井新聞』では、「管内学事の状況」で月ごとの各地での奨励会の開催が報告され、「学事監督及奨励の状況」として「各郡に奨励会を開きて生徒を召集し其学業を試み優劣を判して書籍金員等を賞与す⁹⁰⁾」とし、すでにこの頃には「奨励会」が県内で広範におこなわれていたことがわかる(表3)。

以下、運営主体、試験方法、参加者、参観者、地域民衆の反響といった点から奨励会の展開をみていこう。一八八三年(明治一六)の新聞からは、福井市街(四月一三日掲載、以下四・一三と略)、大野郡大野地方・勝山地方(四・二五)、大野郡中野、友江、庄林、小

矢戸の四小学校(一〇・二二)、丹生郡(一〇・二二)、三國市街(一〇・二八)、足羽郡四・五・六番学区小学校(二一・二八)の各単位で奨励会がおこなわれていたことがわかる。また今立郡北部教育談会では「生徒奨励会開設の是非」が論じられており(二二・一六)、翌年には表3のように、今立郡や若狭三郡でも開催されるようになった。

これらの奨励会の運営には、多くの場合、郡あるいは郡の教育会がかかわっていたと考えられる。すなわち大野郡では一八八九年(明治二二)に郡長が大野郡教育会に対して「学校生徒奨励会規則」の制定を諮問していた。²⁰⁾ここに添えられた規則案では、奨励会運営のための各掛りの分掌、参加者の等級、試験問題の選定・採点の審査に尋常師範学校が関与すること、実技(習字・図画・裁縫科)を加えることなどが定められていた。褒賞の受賞基準も明確化され、一等から三等までがそれぞれ無失、総得点九分五厘以上、八分五厘以上と定められていた。

また、同年に「福井県私立(若越)教育会」が組織されて以降は、大飯郡支会では「學術

談話会教員講習会生徒奨励会等の事業は支会之が主査となり舉行することあるべし」(「大飯郡支会規則」²⁰⁾)と明示しており、二五年の敦賀郡では郡が主催し、私立教育会郡支会も優等者を表彰していた。²⁰⁾

奨励会での参加者は、郡単位あるいは郡を二、三分割しておこなう場合は、最下級者を除いて「學術優等品行方正且年齢の最も少ないものを選抜」(大野郡、一六・四・二五)、「全郡各小学校拔擢生徒を聚集」(大飯郡、一七・一〇・二八)とされるように、選抜者による試験であった。ただ明治二〇年代に入ってくると、二三年の大野郡では開催か所一二か所、参加児童数二八五一名(定期試験受験者三九二一名、二五年の敦賀郡では一一四八名(定期試験及第者一六五三名)²⁰⁾のように参加者の範囲がかなり広がり、一部の優等生による試験ではなくなっていたと考えられる。

試験には郡長、郡書記、県教育課長・課員、師範学校教員らが臨席し、くわえて一八八四年(明治一七)には県少書記官(福井市街四・二〇、坂井港六・二六、三方郡一一・六)、八五年には県令(今立郡北部一〇・八、三方

郡一一・五)が出席していた。九二年の敦賀郡では知事代理として参事官が出席し、師範学校長・教員、県第三課職員、町村長、郡会議員などが参列した。

一八八四年(明治一七)六月の大野郡南部地方の生徒奨励会は、寺院を会場におこなわれ、その記事からみえる会場・参加者の配列は「門前へは大野郡内南地方生徒奨励会並に参観勝手たるべしと□へる高標二つを掲げ本堂の上り口へ奨励会規則及び手續き並に参観人心得と云う条目を提示し本堂を以て読書場となし厨裏をもて筆記場となし其本堂の正面へは長官代理官の席其右側は教育課及び日置教諭(著者注 師範学校)、其左側は郡長郡書記の席となし中央を会頭とし其前を以て生徒の試験とす其左は教員戸長学務委員等の席其右を参観人の席」(六・二四)となっていた。

このように奨励会は、明治二〇年前後にはほとんどの郡市で開催され、出席児童の過半が参加する催しとなった。さらに頻繁に報じられる奨励会についての新聞記事からは、会場の配置や参加者・参観者の顔ぶれとともにこの奨励会に参集した地域民衆のようすがわ

かる。

一八八三年（明治一六）一〇月の大野郡中野、友江、庄林、小矢戸の四小学校連合の奨励会では「各小学校学務委員ならび各小学区内各村の戸長は云ふに及ばずその生徒の父兄達も東雲頃より昼弁当腰に付け我れも我れもと参観に出掛け我が子弟の学力は他の生徒との優劣いかにと拳を握りて見聞きせし」（一〇・二二）として、父兄の参観の盛況ぶりを伝えている。

さらに同月一八日から二〇日にかけて開かれた丹生郡の奨励会では、寺院を会場とし「集まる生徒百七拾二名其遠きに至りては七里八里の山路崎嶇を厭わずして今日の賞典を得んものと競うて早く控えたり（中略）こゝに感すべきは生徒の父兄の参観にしてその多きこと満場立錐の地を余さざるも喧囂せずして傾聴する状態はかの学校の傍札を『無用之者不可入』と同視する者流の夢視し難きところなるべし寺内菓物等の露店のり出てその群集を推すべし」（一〇・二三）としていた。参観者が群集し露店がでるほどであったことは、大野郡南地方の奨励会の記事（一七・六・二）

四）でも報じられている。

こうした記事からは、奨励会は、行政官や村役人のみではなく、より多くの父兄や地域民衆が参集する催しになっていたことがわかる。奨励会は、児童個人の優劣が参観者の目前に呈示されるとともに、地域内の学校間の程度、その学校の教師・学務委員の力量をも比較される場となった。このことが奨励会の場での競争をさらに激化させた。

一八八三年（明治一六）一一月の足羽郡第四・五・六番学区小学校の奨励会に向けて「学務委員始め教員には他校の生徒に負けてはならぬ負けさせじと昼間は申すに及ばず夜分まで学校に詰めきりて我劣らじと奮励する情況」（二一・一八）が生まれていた。また、新聞には学校別の参加者・受賞者数が掲載された（二七・六・二五、一八・五・六、『福井新報』二〇・一二・二四、二二・七・五）、一目で学校間の比較ができるようになっていた。こうした奨励会に示された地域民衆の学校への強い関心は、たんに学事奨励策によって強制されたものとしては、とらえきれない。

えて、学校間対抗、地域間対抗意識とリンクしたより広域の行事となっていた。そこでは奨励会での業績は、優等生個人の業績であるとともに、学校や地域社会のものでもあった。

こうした配置のなかでこそ、優等生や教師が暗記競争にしのぎをけずることになった要因が理解できるのではないだろうか。

五 おわりに

福井県において奨励会がいつ廃止されたかは、確定できないが、遠敷郡では、一八九一年度（明治二四）から従来年一回おこなってきた奨励会を、郡会の議決によって取り止めていた²⁰⁾。また「南条郡教員会総集会」でも同年一〇月に「奨励会の得失」が議論されていた²¹⁾。

こうした状況のなかで、県としても対応がもとめられ、九二年（明治二五）春の郡市長会議では、奨励会は「各小学校生徒をして智識上の競争心を誘起せしむると生徒又は不就学児童の父兄をして向学の念を惹起さしむるの方便として其効力あるもの、如しと雖も真に智徳体完全の成功を希ふものにあらずして

偏に他人に勝たんとするの欲念を養成する」として、「三育鼎足の成功を得せしむへき其方法如何」とする諮問が出された。

さらに「福井県私立教育会」が、各支会での協議をふまえて、一八九三年（明治二六）八月に現行のような試験による方法では廃止すべきとする建議を知事に提出して以降、徐々に廃止されたと思われる。

本稿では、明治一〇年から二〇年代にかけての比較試験をとおして、学校と地域社会の関連をみてきた。こうした視点からみると、学校は初期には、教科書や教材を展示した教育博覧会、文部省下賜の奨励品縦覧会、児童の作品展示会、さらに明治二〇年ごろからは運動会、教育幻灯会、教育懇話会など地域民衆に公開された行事を重ねていた。こうした動きのなかで一八八九年（明治二二）末以降、小学校への「御真影」の下付が、設備の整った優秀校に対して、申請に応じて開始されたのであった。

こうした行事・儀式に参集する人びとのようすを資料的に明らかにすることは難しいが、近代学校がどのように地域社会に受容され、

展開していったかを明らかにするための一つの切り口となるだろう。また、ここではほとんどあつかえなかったが、学校財政は地域社会と学校を繋ぐ基本的な問題であり、この点を含めて、さらに検討していきたい。

注

- 1 『福井県史』資料編17 統計（一九九三年）教育の解説参照。明治一〇年代前半までの生徒の出席状況を加味した「出席率」は、さらにその七割前後と推計されている（『日本近代教育百年史』3 六一三頁）。
- 2 山本信良・今野敏彦『近代教育の天皇制イデオロギー―明治期学校行事の考察』一九七三年第五章2・3参照。
- 3 同右二七〇頁。
- 4 『日本近代教育百年史』3 第二編第一章、第三編第一章一九七四年。長江好道『明治初期岩手県における学事奨励と「集合試験」の実態』荒井武編『近代学校成立過程の研究』一九八六年。『福井県教育百年史』第一巻においても試験は主として「教育課程と指導」の中で論じられている。
- 5 天野郁夫『試験の社会史』一九八三年。同『教育と選抜』一九八二年。同編『学歴主義の社会史―丹波篠山にみる近代教育と生活世界』一九九一年。斉藤敏彦『学校・競争・淘汰』『思想』一九九三年九月。
- 6 前掲『試験の社会史』八〇頁。
- 7 「山内勘兵衛家文書」
- 8 「吉田拙蔵日誌」大野市歴史民俗資料館所蔵。表1に示した県の規定は、試験の大綱を示したものであり、郡レベルでさらに詳細な細目が設けられていたと思われるが、断片的な資料でしかわからない。明治一五年七月に「福井県小学試業法」が定められた後では、大野郡として「細目手続」を定める動きが報じられており（『福井新聞』明治一五年一〇月一日、以下五・一〇・一一と略）、また、一年後には、解説書として「問題選定減点方試場の設け方参観人の心得に至るまで」『詳解』した木下義雄編『小学試業法心得』が県下で出版されていた（六・六・一九）。
- 9 前掲『近代教育の天皇制イデオロギー』。ここでは明治三三年の小学校令までの小学校における試験は、「地域社会との紐帯を強固に保持」

- (二五五頁)していたとし、「試験参観は、許可されていたというよりも、積極的に奨励されていた」としている(二五八頁)。
- 10 明治九年一月の「小学試験規則」で「令参事及び学務課員巡視して生徒の進否教員の勉意を監する」「臨時試験」が定義されていた。『文部省年報』によれば、滋賀県下では、明治九年五月、県令が各地を巡回して試験を実施し、優等な生徒や教師を表彰していた。さらに一〇年には「小学校則」を改正し、定期的な進級試験の実施方法について詳細な規定を定め「卒業定期に拘はらず県令若しくは書記官臨時出張し各校を合併して生徒を試験す」「臨時試験」が五月に近江全域でおこなわれた。
- 11 『文部省第七年報』明治十二年 一七四頁。
- 12 『明治五年十月乃至明治十三年九月 就将学校沿革記 卷ノ上 就将小学校』
- 13 鉦鹿敏子『県令籠手田安定』一九七六年 四七五三頁。
- 14 『文部省第八年報』明治十三年 二〇七頁。
- 15 『文部省第四年報』明治九年 一四八頁。
- 16 『石川新聞』には、明治二十一年六月二十七日(大野有終小学校)、二十二年一月一日(同)、同年一月二十九日(旧一五大区)に「講習会」の関連記事として優等生の氏名が掲載されているが、いずれも地域の複数校を集めたものであった。
- 17 「勝山講習会記事」からは会場校は不明だが、参加総数二二四名中一六名が成器小学校から参加していたことから、勝山の中心校であった成器小学校か、その近隣と考えられる。なお、大野町とその近郊からは、有終、友兼、麻生島、唯野、松丸の五校が、参加していた。
- 18 前掲『近代教育の天皇制イデオロギ』二五三頁。
- 19 明治一六年一〇月二二日の『福井新聞』では、大野郡中野、友江、庄林、小矢戸各小学校連合奨励会が明治一四年から春秋両度に執行されていたことがわかり、場所によっては、置県直後のこの時期から実施されていたことがわかる。
- 20 『文部省第十二年報』明治一七年 二八四頁。
- 21 大野郡長は、明治二十二年一〇月に大野郡教育会に対して「郡内小学校生徒奨励会規則別冊之通制定セント欲ス」とする諮問をおこなっていた(『安川与左衛門家文書』)。
- 22 『福井県私立教育会雑誌』号外 明治二六年七月
- 23 『福井県私立教育会教賀支会報告』第一明治二五年四月(『西野四郎太夫家文書』)
- 24 『福井県第十学事年報』明治二三年 二二三頁。
- 25 前掲『福井県私立教育会教賀支会報告』第一
- 26 『福井県第十一学事年報』明治二四年 二〇頁。
- 27 『高志会雑誌』第四四号 明治二四年一月
- 28 『牧野伸顕文書』
- 29 『福井県私立教育会雑誌』第一四号 明治二六年一〇月
- 30 『高志会雑誌』(第六六号)では、明治二六年一月には、坂井郡内各小学校の奨励会で試験が行われたことがわかる。また、定峰生「小学校生徒奨励方法に就き」、『高志会雑誌』(第七六号、明治二七年一月)では、「残花尚匂ふ」として比較試験の「害毒性」が論じられていた。なお坂井郡においては、明治二十二年にいたっても「各校より五名乃至六名の生徒を選抜し試験の上優等者には夫々賞品を与ふる」(第十四回学事奨励会)が行なわれていた(『若越新聞』三

二・一一・一二。

31 吉見俊哉「運動会という近代」(『現代思想』一九九三年七月)では、運動会が軍事演習・模倣として発達し、やがて運動技能の試験としての制度化されるが、同時にそれ以上に、地域にわたっての「祭礼」として存在していたことが明らかにされた。学校行事・儀式の役割を考えるうえで参考になった。

32 『福井新聞』でみるかぎり、明治三十二年以前においても、開校式、卒業式、文部省奨励品縦覧会などで、多くの学校で天皇や皇后の肖像が掲げられていた。そうしたなかに新しい洋装の天皇の「御真影」が、学校間の階層のみならず「社会階層を可視化」するかたちで、下付される(多木浩二『天皇の肖像』一九八八年 第6章)。二五年一〇月の県の郡市長会議では、坂井郡長が「一昨年或る小学校の開場式に石盤の摺りの御真影を奉掲せり仍りて店頭の商品を以て生徒に拝せしむへきものにあらすとして之を撤去せしめ」(『牧野伸顕文書』)と述べており、正統な「御真影」以外の天皇の肖像が排除されたことがわかる。

33 奨励会の経費のうち、奨励会の賞与に関する

費用は地方税からの補助を受けていた(『文部省第十二年報』明治一七年 二八四頁)。さらに一八年には、大飯郡長からの伺により、従来そのうち不足分を有志者から寄付金で賄っていたものを町村費から支出してもよいことになり、奨励会の賞与の公費による支出がより明確になった(『福井新聞』一八・六・二〇)。

(本稿であつた県内の資料は、福井県史によって調査・撮影したものを利用した。なお原資料で片仮名で書かれている部分はひらがなに改めた。)